別表第一第二号イ中(42)を(43)とし、(38)から(41)までを(39)から(42)までとし、同号イ(37)中「十三」を「十」に改め、同号イ(37)を同号イ(38)とし、同号イ中(36)を(37)とし、(19)から(35)までを(20)から(36)までとし、(18)の次に次のように加える。

(19)　アセトフェノン及び一―フェニルエタノールの混合物（アセトフェノンの濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）

別表第一第二号ニ中「前号イ」を「前号イ（(81)を除く。）」に、「第十号」を「第十六号」に、「同号」を「前号イ(81)に掲げる油性混合物を除き、同条第二号」に改める。

別表第一第三号イ(12)中「長鎖アルキルアリールスルホン酸カルシウム」を「アルキルアリールスルホン酸カルシウム」に改め、同号イ中(155)を(160)とし、(146)から(154)までを(151)から(159)までとし、(145)を(149)とし、(149)の次に次のように加える。

(150)　リグニンスルホン酸マグネシウム塩溶液

別表第一第三号イ中(144)を(148)とし、(119)から(143)までを(123)から(147)までとし、(118)を(121)とし、(121)の次に次のように加える。

(122)　ポリエチレングリコールメチルブテニルエーテル（分子量が千を超えるもの及びその混合物に限る。）

別表第一第三号イ中(117)を(120)とし、(76)から(116)までを(79)から(119)までとし、(75)を削り、(74)を(78)とし、(71)から(73)までを(75)から(77)までとし、同号イ(70)中「二・二―ジメチルプロパン―一・三―ジオール」の下に「及びその溶液」を加え、同号イ(70)を同号イ(74)とし、同号イ中(69)を(73)とし、(50)から(68)までを(54)から(72)までとし、(49)を(52)とし、(52)の次に次のように加える。

(53)　酢酸ナトリウム、しゆう酸ナトリウム及びリグニン（木材から生成するものに限る。）の混合物

別表第一第三号イ中(48)を(51)とし、(34)から(47)までを(37)から(50)までとし、(33)を(35)とし、(35)の次に次のように加える。

(36)　ぎ酸の混合物（ぎ酸ナトリウムの含有量が二十五重量パーセント以下であつて、プロピオン酸の含有量が十八重量パーセント以下のものに限る。）

別表第一第三号イ中(32)を(34)とし、(25)から(31)までを(27)から(33)までとし、(24)を削り、(23)を(24)とし、(24)の次に次のように加える。

(25)　塩化アンモニウム溶液（濃度が二十五重量パーセント未満のものに限る。）

(26)　塩化カリウム溶液（濃度が二十六重量パーセント以上のものに限る。）

別表第一第三号イ中(22)を(23)とし、(21)を(22)とし、(20)の次に次のように加える。

(21)　二―エチルブタンジニトリル及び二―メチルグルタロニトリルの混合物（二―エチルブタンジニトリルの濃度が十二重量パーセント以下のものに限る。）

別表第一第三号ニ中「第一号イ」を「第一号イ（(81)を除く。）」に、「同号」を「第一号イ(81)に掲げる油性混合物を除き、同条第二号」に改める。

別表第一の二中第十五号を第二十一号とし、第八号から第十四号までを六号ずつ繰り下げ、第七号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　二酸化けい素

別表第一の二第六号を同表第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十　炭酸カルシウム

十一　炭酸水素ナトリウム溶液（濃度が十重量パーセント未満のものに限る。）

別表第一の二中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　グリセリンエトキシラート

別表第一の二第一号を同表第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　塩化カリウム溶液（濃度が二十六重量パーセント未満のものに限る。）

二　オレンジ果汁

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年六月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

条　約

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十七号

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定

日本国政府及びクウェート国政府は、

日本国及びクウェート国（以下「両締約国」という。）の間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、